

常務理事会運営及び常務理事業務分掌規程

(目的)

第1条 この規程は理事会運営規程第16条により、常務理事会の運営並びに各常務理事が分掌する業務を定める。

(常務理事会)

第2条 常務理事会は業務執行の情報共有を目的とした報告会とし、定款第31条第2項に定める業務執行理事で構成する。

- 2 常務理事会は前項のほか、本規程に定めのある業務及び理事会において特に常務理事会に委託することを決定した事項について決議を行う。
- 3 常務理事会は、原則として理事会が開催されない月に開催する。
- 4 常務理事会が第2項の決議を行う場合、決議について特別の利害関係を有する者を除く業務執行理事の過半数が出席し、出席者の過半数を以て行うこととする。
- 5 常務理事会の議長は、会長もしくは会長が指名した者がこれにあたる。会長に事故あるとき又は欠けたときには出席業務執行理事の互選で出席業務執行理事の中から議長を選出する。
- 6 議事録には、議長並びに監事が議事録署名人となり、記名押印する。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、遠方あるいは緊急等の都合により、常務理事会の場に同席できない業務執行理事並びに監事のために、テレビ会議システム又は電話会議システムの方法によって常務理事会を開催することができるものとする。

(業務分掌)

第3条 業務執行理事のうち常務理事が分掌する業務は次の通りとする。

(1) 総務担当常務理事

- ① 常務理事会、理事会、評議員会、全国理事長会等の開催に関すること。
- ② 文部科学省、スポーツ庁、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会等への連絡に関すること。
- ③ チーム及び役員・選手の登録に関すること。
- ④ 役員、委員、職員の任免及び登録手続きに関すること。
- ⑤ 総務委員会に関すること。
- ⑥ 環境委員会に関すること。
- ⑦ 給与等に関すること。
- ⑧ 備品の管理に関すること
- ⑨ 予算の策定に関すること。
- ⑩ 決算に関すること。
- ⑪ 会計に関すること。
- ⑫ 財務委員会・会計委員会に関すること。
- ⑬ 文書の発送収受に関すること。
- ⑭ 他のいずれの常務理事の所管にも属さない事項

(2) 国際担当常務理事

- ① 国際ハンドボール連盟、アジアハンドボール連盟、外国の協会等との連絡、交渉に関すること。
- ② 国際会議等への派遣に関すること。
- ③ 世界ハンドボール界の動向調査、情報分析に関すること。

(3)財務・会計担当常務理事

- ① 予算の策定に関する事。
- ② 決算に関する事。
- ③ 会計に関する事。
- ④ 財務 会計委員会に関する事。

(4)マーケティング担当常務理事

- ① 契約(公認 放送権等)に関する事。
- ② 財源の開発に関する事。
- ③ マーケティング委員会に関する事。

(5)広報担当常務理事

- ① 広報に関する事。
- ② 広報委員会に関する事。

(6)競技運営担当常務理事

- ① 競技運営に関する事。
- ② 競技会スケジュールに関する事。
- ③ 用具検定に関する事。
- ④ 器具、施設に関する事。
- ⑤ 大会・競技運営委員会に関する事。

(7)普及 指導担当常務理事

- ① ハンドボール競技の普及および指導のための諸施策に関する事。
- ② 普及 指導委員会及び専門委員会に関する事。
- ③ 小中学校におけるハンドボール競技の普及のための計画策定及び実施に関する事。
- ④ 少年チーム(スポーツ少年団を含む)に於けるハンドボールの普及及び指導に關する事。
- ⑤ 技術 指導の体系化に関する事。
- ⑥ スポーツ指導者の指導及び育成に関する事。
- ⑦ 技術に関する情報の収集及びその分析に関する事。

(8)強化担当常務理事

- ① ナショナルチームの強化に関する事。
- ② 強化委員会に関する事。
- ③ 医科学委員会に関する事項
- ④ 情報科学に関する事。
- ⑤ 技術 戦術、一貫指導に関する事。

(9)審判担当常務理事

- ① 公認審判員の審査に関する事。
- ② 審判の講習に関する事。
- ③ 審判技術の確立に関する事。
- ④ 競技規則の研究に関する事。
- ⑤ 審判委員会に関する事。

(10)その他理事会の定める室 委員会 プロジェクトについては担当常務理事もしくは理事を置く。

(権限)

第4条 業務執行理事は、理事会で決定したことに基づいて各業務を執行する。

2 業務執行理事は、別に定める職務権限表に基づき権限を行使できる。

(参事)

第5条 常務理事を補佐するため、本協会に参事を置く。

2 参事は担当常務理事の推薦に基づき会長が委嘱する。

(補足)

第6条 この規程に定めなき事項は、会長がこれを担当する常務理事もしくは理事を定める。

付則

- 1 この規程は1992(平成4)年7月1日から施行する。
- 2 この規程は1999(平成11)年4月1日から施行する。
- 3 この規程は2005(平成17)年4月1日から施行する。
- 4 この規程は2013(平成25)年4月1日から施行する。
- 5 この規程は2017(平成29)年2月11日から施行する。
- 6 この規程は2019(令和元)年6月8日から施行する。
- 7 この規程は2022(令和4)年4月1日改訂